

令和6年度
武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務
業務仕様書

令和6年6月
武雄市
企画部デジタル政策課

令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務 業務仕様書

1 業務名称

令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務

2 目的

武雄市（以下、「市」という。）内のみで利用できる電子地域通貨を導入し、プレミアムポイント事業や出産・子育て応援ギフト、行政ポイント、ふるさと納税の返礼品などの様々な事業に活用することで、人口減少といった地域課題を解決し、地域内経済循環の創出、行政コストの削減を実現することを目的とする。

また、本プラットフォームを活用して域内消費活動のデータを取得・分析することで市のEBPMを推進するとともに、利用者に対して、その属性に応じたきめ細やかな地域情報の発信を行うことで市の情報発信力の向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

- (1) 構築期間 契約締結日から令和6年12月上旬まで
- (2) 運用期間 令和6年12月中旬から令和12年3月31日（日）までを想定している。

4 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 事業全体の運営管理
- (2) 地域通貨・ポイントアプリ構築
- (3) 加盟店舗の募集・登録・管理
- (4) ホームページの制作
- (5) 市民向け案内チラシの制作
- (6) 加盟店向け現地説明会の開催
- (7) 独自提案

5 委託する業務の内容

- (1) 事業全体の運営管理
 - (ア) 本業務全体の統括、事務局の開設
 - ・ 事業の実施に当たって、詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業実施計画書を作成し市の承認を受けた上で、実施体制を整備し、実施業務の詳細等については市に協議・報告・提案を行い、承認を受けながら事業全体の運営管理を行うこと。
 - ・ 受託者は、契約後速やかに事務局を開設すること。
 - ・ 常に連絡の取れる業務責任者を配置し、本事業全体の統括を行うこと。
 - (イ) 全体スケジュールの管理
 - ・ 事務局は全体スケジュールを管理し、適切に業務の進捗管理、リスク管理等を行い、事業

が円滑に進むよう必要な措置を適宜講じること。

- ・事務局は市に対し、適宜業務の進捗を報告すること。

(2) 地域通貨・ポイントアプリ構築

(ア) システム全般

- ・電子化された地域通貨の発行、流通、決済、管理が可能なシステムを構築すること。
- ・運用開始前のテスト運用期間を設け、スムーズな運用開始への配慮を行うこと。
- ・システムについては、別紙1 デジタル庁が公表する「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカatalog (2024年春版)『モデル仕様書』(以下、「モデル仕様書」という。)に準拠した仕様とし、共通化・標準化の推進を図ること。
- ・別紙2 電子地域通貨システム要件仕様対応表 ◆地域通貨システム全般に記載の機能を実装しており、運用開始時から利用可能であること。

(イ) 端末要件

- ・アプリケーションの場合、iOS15.0以上及びAndroid9.0以上の端末に対応すること。
- ・稼働開始にあたり、各OSのメジャーアップデートには対応すること。

(ウ) 運用保守

- ・システムの運用管理を行うこと。
- ・専用のアプリケーションの場合、「App Store」及び「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。
- ・障害が発生した場合の連絡窓口を設けること。
- ・システムの稼働時間は原則24時間365日とすること。
- ・障害発生時は速やかに市担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を実施すること。
- ・バージョンアップ等により本システムを停止する必要がある場合は、必ず市担当者との協議を行うこと。

(3) 加盟店舗の募集・登録・管理

(ア) 加盟店舗の募集

申込受付、審査支援、店舗一覧の作成、登録

- ・加盟店舗の令和6年度登録目標数350店舗の達成にむけ、募集にあたっては、域内店舗を広く対象とした声かけを、市と協議の上で行うこと。
- ・加盟店募集概要や加盟店登録申込方法、期日について、当事業専用ホームページ(仮称:武雄Pay公式ホームページ)への掲載を行うこと。
- ・加盟店舗の募集に伴い、以下の書類を市と協議の上、必要部数分作成し、加盟店舗候補へ配送する(①送付状 ②加盟店募集要項 ③申込兼誓約書 ④加盟店規約)
- ・加盟店登録申込みは、当事業専用ホームページ(仮称:武雄Pay公式ホームページ)のほか、郵送での受付にも対応すること。
- ・申込みの内容について加盟店募集要項および市が指定するガイドラインに基づき審査支援を行い、申込みを行った全ての店舗に対して結果を通知すること。
- ・加盟店舗の決定に際しては、事前に市と協議の上、通知を行うこと。
- ・加盟店舗一覧を作成し、当事業専用ホームページ(仮称:武雄Pay公式ホームページ)に掲載すること。

- ・ システムへの加盟店舗登録を行うこと。
- ・ 運用開始後に新規加盟店舗からの登録依頼があった場合には、申込受付、審査支援、加盟店舗一覧の更新、システムへの加盟店舗登録の対応をすること。
- ・ 加盟店舗からの情報更新の申出、削除の依頼があった場合には、対応すること。

(イ) 留意事項

- ・ 応募のあった全ての店舗に留意事項、運営方法等が周知されるよう努めること。
- ・ 加盟店舗の申込時には、商取引なく電子地域通貨を流通させない等、不正使用をしない旨の誓約を義務付けること。
- ・ 加盟店舗の指導にあたっては、運営マニュアルを作成する等、事業者に対し事業内容・運営方法を適切に説明し、本事業を十分理解してもらうこと。なお、遵守事項、違反事項に対する登録取消しなど、加盟店舗の事業者にわかりやすい内容とすること。

(4) ホームページの制作

- ・ 市と協議の上で定めた期日までに「(仮称) 武雄 P a y 公式ホームページ」を開設し、情報を市と協議の上、更新すること。なお、更新上限回数は別途協議によるものとする。
- ・ 掲載内容やデザインについては、市と協議の上、作成すること。
- ・ 別紙 2 電子地域通貨システム要件仕様対応表◆当事業専用ホームページ(仮称：武雄 Pay 公式ホームページ)作成・運用に記載の機能を実装しており、利用開始時から運用できること。

(5) 市民向け案内チラシの制作

- ・ アプリ構築後、登録を促すために市民向け案内チラシを制作、全戸配布を行うこと。

(6) 加盟店向け現地説明会の開催

- ・ 加盟店舗が十分な理解ができるよう、現地での説明会を開催すること。また、参加できない加盟店舗や後から登録する加盟店舗に対しては、当事業専用ホームページ(仮称：武雄 Pay 公式ホームページ)等に動画等の掲載を行い、キャッチアップを可能とすること。なお、説明会の会場については市が提供を行うため、本事業費には含めない。

(7) 独自提案

- ・ 上記記載の他、市にとってメリットのある機能や運用上の提案があれば、積極的に提案すること。

6 セキュリティ対策

- (1) データセンターは日本国内に設置されていること。取り扱うデータは日本国内のみでの管理とすること。
- (2) 通信および蓄積データに対して暗号化を行えること。
- (3) サーバー等システム機器について、最新の情報をもとにウイルス対策やセキュリティパッチの適用を実施すること。
- (4) 本システムに対するウイルス等の攻撃や不正侵入、個人情報を含む内部情報の流出への対策等を万全に行うこと。
- (5) 不測の事態に備えてバックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で運用すること。

7 納品物

以下 のものをデータで納品すること。

- (1) 事業実施計画書・実施体制図
- (2) 各種操作マニュアル（利用者・加盟店舗・管理者）
- (3) 利用者及び加盟店アンケート結果に基づく分析結果レポート
- (4) その他、市が必要と認めた資料

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は事前に、再委託の内容、再委託先等を明らかにして、書面にて市の承認を得ること。

9 報告

業務完了報告書の提出をもって報告とする。提出物は、7 納品物に記載するものを基本とし、紙媒体 1 部及び電子媒体とする。なお、内容の詳細については、市と協議の上決定する。

10 契約不適合責任

成果品の納入後 1 年間を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正しなければならない。ただし、成果品納入後 1 年を経過した後でも、特に重要な不適合がある場合は、更に 1 年間責任が継続するものとする。なお、これにかかる費用は受託者の負担とする。

11 委託料の支払い

委託事業者決定後、協議の上決定する。

12 個人情報保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、武雄市個人情報保護法施行条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

13 その他

- (1) 受託者は、常に市からの連絡を受けることができる体制を有するものとする。
- (2) 受託者は、業務の進行上疑義が生じた場合には、市担当者へ随時報告し相談することとする。
- (3) 本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、市と協議を行うこととする。